

## 第 2 章 各論

---

## 方向性Ⅰ 生きる力を育む学校教育の推進

### 施策1 確かな学力と自立する力の育成

#### 施策の柱（1）確かな学力の育成

- ①学力向上対策の推進
- ②各学校の課題に応じた学校支援事業の推進
- ③科学わくわくラーニングプログラム事業の推進

#### ■現状と課題

本市では、「川越市小・中学生学力向上プラン」に基づき、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、これらを活用して課題解決を図る思考力・判断力・表現力の育成などの学力向上の取組を行っています。また、学習に関する興味や関心を高める手立てのひとつとして、科学わくわくラーニングプログラム事業を継続的に推進してきました。

今後、課題である知識を活用する力の育成に向け、児童生徒を主体としたわかりやすい授業の実施や学力向上のための教科研究の推進、教員研修の充実や学校・家庭・地域の連携による体験学習などの充実が必要であり、これらの取組を通して、生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び考え行動する力」を育成することが求められています。

#### ■施策の内容

##### ①学力向上対策の推進

- ・「川越市小・中学生学力向上プラン」に基づき、教育委員会と各市立小・中学校が一体となって本市の学校教育の充実を図ります。
- ・学力向上研究委員会※の活動を推進し、児童生徒の学力を継続的に把握・分析し、さまざまな学力向上対策を推進します。

##### ②各学校の課題に応じた学校支援事業の推進

- ・子どもたちの心の教育・学力向上・いじめの未然防止等、各学校におけるさまざまな課題に応じ、オールマイティーチャー※（臨時講師）を配置し、課題解決を図ります。

##### ③科学わくわくラーニングプログラム事業の推進

- ・小学校6年生を対象に、小学生科学体験事業を実施し、講演会、実験実習、科学施設の見学や体験活動の取組の充実を図ります。
- ・理科実験助手派遣事業※、小・中・大学連携理科ふれあい事業※を推進します。

※**学力向上研究委員会**：本市児童生徒の学力向上を図るために、学力分析及び指導方法の工夫改善を研究する委員会。

※**オールマイティーチャー**：積極的な生徒指導を推進し、子どもたちの心の教育や学力向上、いじめの未然防止等、各学校におけるさまざまな課題を解決するために配置する市費臨時講師。

※**理科実験助手派遣事業**：市立小・中学校に理科教育に係る支援員を配置する事業。

※**小・中・大学連携理科ふれあい事業**：近隣大学の教員及び学生を各小・中学校に招き、児童生徒に対し、理科に関する観察・実験を行う事業。

## 施策の柱（２）校種間連携の推進

- ①小学校・中学校連携の推進
- ②中学校・市立川越高等学校連携の推進
- ③幼稚園・保育園・小学校連携の推進

### ■現状と課題

本市では、各学校が近隣の学校等との連携を行い、教職員や児童生徒間での交流を通し「小1プロブレム※」や「中1ギャップ※」といわれる学校間の接続期における児童生徒の不適應の解消を図る取組を行ってきました。

今後、川越市立小・中学校等の教育の一層の充実を図るために、教育委員会と学校が車の両輪として教育を推進していけるよう定期的に学校訪問を行い、学校と教育委員会が意思疎通を図り、校種間連携教育をさらに進めていくことが求められています。

### ■施策の内容

#### ①小学校・中学校連携の推進

- ・市内全小・中学校を8つのブロックに分け、それぞれのブロックごとに情報や課題等を共有しながら、接続校同士の連携を一層深めていきます。
- ・校長のリーダーシップのもと、教育委員会から各ブロックに指導主事※を配置する等サポートをしながら、これまでの取組の見直しや改善を図り、より一層の充実・活性化を図ります。

#### ②中学校・市立川越高等学校連携の推進

- ・中学校と市立高等学校が一層連携し、双方の円滑な交流や相互理解、授業改善や教員の指導力向上に向けた取組を推進します。

#### ③幼稚園・保育園・小学校連携の推進

- ・幼保小連絡懇談会※を実施し、幼稚園、保育園、小学校の連携の在り方について話し合い、幼・保・小の円滑な接続を図ります。
- ・教育委員会主催の研修会に幼稚園、保育園からの参加者を募り、共通のテーマで学び合い、それぞれの役割についての理解を深めます。

※小1プロブレム：入学したばかりの小学校1年生が、集団生活に馴染めず、授業中座ってられない、話を聴かない、騒ぐ等で、授業が成立しない状態。

※中1ギャップ：中学校に入学し、学習や生活の変化になじめず、不登校やいじめ等が急増する現象。

※指導主事：学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務を行う者。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条に位置付けられている。

※幼保小連絡懇談会：幼稚園・保育園・小学校が保育や教育の現状について相互理解を深め、その充実を図る懇談会。

## 施策の柱（3）グローバル化に対応する教育の推進

- ①英語指導助手（AET）の配置事業の充実
- ②小学校外国語活動の推進
- ③小学校・中学校英語教育の充実
- ④国際理解教育の推進

### ■現状と課題

本市では、英語指導助手（AET）※を小・中・市立高等学校及び特別支援学校に配置し、児童生徒が「生きた英語」に触れられる機会を設け、ネイティブの英語に親しむように取り組んでいます。そのような中、現在、小学校では「聞くこと」「話すこと」に重点を置いた体験的な英語活動を通じて、英語に慣れ親しみ、英語に対する興味・関心や学習意欲を向上させるとともに、中学校では、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能をバランスよく育成することに取り組んでいます。

2020（平成32）年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、新たな英語教育が展開できるように、国際理解教育研修会や英語科指導力向上研修会等さまざまな研修会を通して教員の指導力向上や指導方法の工夫改善を図り、小・中・市立高等学校における指導体制を充実させ、グローバル化に対応していくことが必要です。

### ■施策の内容

#### ①英語指導助手（AET）の配置事業の充実

- ・英語によるコミュニケーション能力の育成を図り、「聞くこと」「話すこと」等の技能を伸ばすため、小・中・市立高等学校及び特別支援学校に配置されている英語指導助手（AET）の充実を図ります。

#### ②小学校外国語活動の推進

- ・平成32（2020）年の学習指導要領の改訂において、外国語活動が小学校中学年から導入されることを視野に入れ、児童の外国語活動におけるコミュニケーション能力を伸ばす等の教員の指導力向上を図ります。

※英語指導助手（AET）：Assistant English Teacher の略。日本人の英語教師とともに英語の授業を行う外国人指導者。

### ③小学校・中学校英語教育の充実

- ・平成 32（2020）年の学習指導要領の改訂において、小学校高学年の英語の教科化や中・高等学校の英語教育の高度化が図られることを視野に入れ、児童生徒の英語力の強化を目指し、教員の指導力向上や外部人材の活用促進を図ります。

### ④国際理解教育の推進

- ・外国籍の児童生徒のうち、特に日本語指導が必要とされる児童生徒に対して、日本語指導ボランティア\*の派遣を推進していきます。
- ・グローバル化に対応した教育環境づくりを推進し、国際理解教育の推進を図ります。

---

※日本語指導ボランティア：市内小・中学校に在籍する日本語指導を必要とする外国籍の児童生徒に対して支援を行う事業。

## 施策の柱（４）進路指導・キャリア教育の充実

### ①地域・関係機関と連携した社会体験活動の充実

#### ■現状と課題

本市では、児童生徒の職場体験、福祉体験等に取り組むとともに、教員の指導体制の充実を図るために、進路指導・キャリア教育※研修会を実施しています。

近年の状況として、グローバル化が進み、社会のしくみが複雑化する中で、児童生徒が自らの将来についてイメージを描きにくい状況となっています。

そこで、児童生徒一人ひとりに働くことの意義や尊さを理解させ、正しい勤労観や職業観を育てることは重要となっており、社会人・職業人として必要な意欲や態度を育てる進路指導・キャリア教育の推進が求められています。

#### ■施策の内容

##### ①地域・関係機関と連携した社会体験活動の充実

- ・児童生徒の発達段階に応じた進路指導・キャリア教育の充実に努めます。
- ・川越市中学生社会体験事業※を実施し、地域の事業所等での体験活動を通して勤労観や職業観を養う機会の充実を図ります。

※進路指導・キャリア教育：進路指導は、自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、指導援助すること。キャリア教育は、一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育であり、その中核が進路指導。

※川越市中学生社会体験事業：中学校１年生または２年生が連続する２日間または３日間で事業所等の協力により行う職場体験事業。

## 施策の柱（５）情報教育の推進

- ① ICT 教育の推進
- ②情報モラル教育の推進
- ③コンピュータ施設・設備の充実と活用

### ■現状と課題

本市では、情報機器を活用した授業の推進や ICT 環境の整備、情報モラル<sup>※</sup>教育に関する研修等に取り組んでいます。

今後、時代に対応した児童生徒の情報収集・活用能力のより一層の向上や教育の情報化について教職員の研修を充実させ、情報教育の推進に取り組むとともに、校内 LAN<sup>※</sup>の設置率が低いことから、LAN 整備を進めることが必要です。

また、情報教育では、児童生徒が主体的に情報収集、活用、発信することや情報モラルの意識を高めることなどの情報活用能力を育成することが必要です。

### ■施策の内容

#### ① ICT 教育の推進

- ・児童生徒がコンピュータやインターネット等の ICT を活用し、情報活用能力を身に付け、主体的な学びができるよう推進します。

#### ②情報モラル教育の推進

- ・児童生徒の情報の安全管理や情報モラル等の育成を一層推進するために、管理職や情報化推進リーダー<sup>※</sup>等を対象にした情報モラル教育の研修の充実を図ります。

#### ③コンピュータ施設・設備の充実と活用

- ・情報化の進展に対応する児童生徒を育成するためにコンピュータ室等の教育用パソコンを計画的に更新するとともに、校内 LAN を計画的に整備し、コンピュータ施設・設備の充実と活用を図ります。

.....

※情報モラル：情報社会において、被害者や加害者にならないようにするための考え方や態度。

※LAN：Local Area Network の略。ケーブルや無線などを使って、同じ建物の中にあるコンピュータや通信機器、プリンタなどを接続し、データをやり取りするネットワーク。「構内通信網」と訳されることもある。同軸ケーブルや光ファイバーなどで配線するものを「有線 LAN」、電波を用いるものを「無線 LAN」という。

※情報化推進リーダー：情報教育及び学習指導における情報手段の活用において指導的な役割を担うとともに、学校の情報化の全般について企画立案する役割を担う、校内の情報化を推進していく上で中心となる教員を指す。

## 施策の柱（6）特別支援教育の充実

- ①就学支援委員会の充実
- ②一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実
- ③特別支援教育の理解・啓発の推進
- ④市立特別支援学校のセンター的機能の充実

### ■現状と課題

本市では、就学相談を行い、児童生徒一人ひとりに合った学びの場や学習内容について、保護者に情報提供を行っています。また、通常の学級や特別支援学級※、市立特別支援学校に、臨時指導員※や自立支援サポーター※を配置し、より丁寧な指導・支援が行えるようにしています。

特別支援教育の理解・啓発のために、資料作成、特別支援学級の授業公開、保護者向けセミナーの開催などを行っておりますが、さらに特別支援教育が推進できるような取組が必要です。

今後、共生社会に向けたインクルーシブ教育※システムの構築を目指し、多様な学びの場の提供や児童生徒の力を伸ばす教職員の指導力向上を図っていく必要があります。

### ■施策の内容

#### ①就学支援委員会の充実

- ・小・中学校への就学予定者及び小・中学校に在籍する児童生徒のうち、特別な支援を必要とする子どもに対して、一人ひとりのニーズに応じた学びの場と学習内容の判断を行い、就学の適正化を図る、学識経験者、専門医、学校教育機関の代表、関係行政機関の職員で構成する就学支援委員会※の充実を図ります。

#### ②一人ひとりのニーズに応じた指導や支援の充実

- ・特別支援教育コーディネーター※を中心とした校内委員会を充実させるとともに、自立支援サポーターの活用促進や、通常の学級における支援の推進に努めます。
- ・通常の学級に在籍する軽度言語・聴覚障害や発達障害※等のある子どもに対して、障害の程度に応じた支援の充実を図ります。
- ・小・中学校に設置している特別支援学級の子ども一人ひとりの障害の特性等に配慮した指導・支援の充実を努めます。

※特別支援学級：障害があることで、通常の学級における教育では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編制された学級。

※臨時指導員：市立小・中・高・特別支援学校に在籍する知的障害、自閉症・情緒障害、肢体不自由、病弱等の障害、車椅子等の障害のある児童生徒の学習活動における支援を行う特別支援教育支援員。

※自立支援サポーター：市立小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害のある子に対して、個別学習指導や一斉学習指導における個別支援や適応指導を行う特別支援教育支援員。

※インクルーシブ教育：障害のある者となない者が共に教育を受けるしくみ。

※就学支援委員会：障害があるため教育上特別な支援を必要とする児童生徒及び就学予定者ならびにその保護者に対し、適正な就学支援を行う委員会。

※特別支援教育コーディネーター：校内における特別支援教育の体制や整備を推進するために、保護者や学級担任の相談窓口になったり、事例の検討や研修会のために地域の関係機関との連携や調整を行ったりする役割を担う。

※発達障害：自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。



### ③特別支援教育の理解・啓発の推進

- ・障害のある児童生徒理解のためのパンフレットを作成し、特別支援教育への理解と啓発の推進を図ります。
- ・心のバリアフリーを育む交流及び共同学習等の充実を図り、ノーマライゼーション※の理念に基づく教育を推進します。

### ④市立特別支援学校のセンター的機能の充実

- ・市立特別支援学校が、保護者に対する相談活動や小・中学校等へのセンター的な役割を担えるよう支援体制の整備を推進します。

.....  
※ノーマライゼーション：障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きることこそノーマルであるという考え方。

## 施策2 豊かな心と健やかな体の育成

### 施策の柱（1）豊かな心を育む教育の推進

- ① 道徳教育の充実
- ② 規律ある態度の育成の推進
- ③ 読書活動の充実
- ④ 市立図書館司書等による読み聞かせの推進
- ⑤ 市立図書館から学校への図書貸出の推進

#### ■現状と課題

本市の各市立学校においては、児童生徒の豊かな心を育むために道徳教育を推進するとともに、挨拶や言葉遣いをはじめとした規律ある態度の育成を図っています。また、児童生徒が人生をより豊かに生きる上で大切な読書活動を推進しています。

今後、さまざまな文化や価値観をもつ人々と相互に尊重し合いながら生きることが一層重要となっており、道徳的諸価値※についての理解を基に、自分自身を見つめ、広い視野から考え、人間としての生き方についての考えを深める学習を通して道徳的な判断力や心情、実践意欲と態度を育てる道徳教育の一層の充実を図ることが求められています。

また、児童生徒の豊かな心を育む活動の一環として、読書の楽しさや意義を体感させ親しむ機会を充実させるなど、読書活動を支援する取組を図書館と学校が連携して進めることが求められています。

#### ■施策の内容

##### ① 道徳教育の充実

- ・豊かな心を育む道徳教育の一層の充実と道徳的実践力※の向上を、学校の教育活動全体で推進します。

##### ② 規律ある態度の育成の推進

- ・学校が家庭や地域と連携を密にし、児童生徒の基本的な生活習慣や学習習慣の定着を図ります。

※道徳的諸価値：思いやりの心や生命を大切にすること、くじけず努力する心など、人間の内面にある人間らしいよさのこと。  
※道徳的実践力：さまざまな場面や状況においても、道徳的諸価値を自覚し、適切な行為を主体的に選び、よりよく生きていこうとする力。

### ③読書活動の充実

- ・小学生は「小江戸読書マラソン<sup>※</sup>」の取組、中学生は「小江戸中学生読書手帳<sup>※</sup>」の活用を通して、児童生徒の読書活動を推進します。
- ・小学校入学時に読書活動啓発リーフレットを配布し、家庭における読書活動の啓発に努めます。
- ・司書教諭<sup>※</sup>・図書整理員<sup>※</sup>の配置により、学校図書館経営を充実させ、読書活動の推進を図ります。

### ④市立図書館司書等による読み聞かせの推進

- ・図書や図書館への興味・関心を持たせるため、市立図書館職員の学校訪問等を通じ、読書活動の推進に努めます。

### ⑤市立図書館から学校への図書貸出の推進

- ・児童生徒の調べ学習等の要望に応えるため、市立図書館から学校への図書貸出を推進します。

※小江戸読書マラソン：児童の読書活動の促進を図る事業。30冊分の書名・著者名や簡単な感想などを記録する読書マラソンカードを市立小学校の全児童を対象に配布。

※小江戸中学生読書手帳：市立小・中学校の教職員や市立図書館職員から募集した「中学生に薦める本」の中から50冊を選定し、それぞれの本に紹介文を付けて小冊子にまとめたもの。市立中学校1年生に配布。

※司書教諭：学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担う教諭。

※図書整理員：学校図書館教育の充実を図るため、小・中・特別支援学校に配置する市費臨時職員。

## 施策の柱（２）生徒指導の充実

- ①いじめ防止対策の推進
- ②不登校対策の推進
- ③教育相談の充実
- ④いきいき登校サポートプランの推進

### ■現状と課題

本市の小・中学校におけるいじめや問題行動等、児童生徒の抱えるさまざまな課題への対応として、オールマイティーチャーやスクールボランチ\*の配置などを進めています。

また、不登校児童生徒の現状に対応するため、相談体制の整備・充実を図り、学校や地域、専門家等の協力を得て、不登校及びその傾向にある児童生徒を支援し、不登校児童生徒の問題の解消を目指しています。

いじめや不登校の対応に臨床心理士\*やスクールソーシャルワーカー\*など高度の専門的な知識や経験を有する専門職の対応が必要なケースが増えている現状があり、多様な立場の者や関係機関が、連携して対応することができる体制の充実を図ることが求められます。

### ■施策の内容

#### ①いじめ防止対策の推進

- ・各市立小・中学校におけるいじめ問題の実態を把握し、いじめの根絶に向けた取組を推進します。
- ・いじめ問題対策委員会\*の意見を踏まえ、具体的な取組を推進します。
- ・児童相談所等の関係機関と連携し、情報交換や対応策を検討します。

#### ②不登校対策の推進

- ・いじめ・不登校対策検討委員会\*において、協議内容や成果物をもとに不登校問題の防止や対応に向け、具体的な取組を推進します。
- ・臨床心理士やスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用した相談体制の充実を図るとともに、不登校児童生徒や保護者を支援し、不登校児童生徒の減少を目指します。

※**スクールボランチ**：生徒指導推進員。学級がうまく機能しない状況やいじめ問題、非行・問題行動、不登校児童生徒の増加など、さまざまな生徒指導上の課題への対応と児童生徒一人ひとりに指導・支援を行うために、市内小・中学校に配置される市費臨時職員。

※**臨床心理士**：臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、人間のこころの問題にアプローチする心の専門家。

※**スクールソーシャルワーカー**：課題を抱える児童生徒について、その背景にある生活環境への働きかけ及び改善を図るために配置された、教育分野と社会福祉分野の知識・経験を有する専門職。

※**いじめ問題対策委員会**：本市におけるいじめ防止等のための施策等を検討するため、大学の教授、弁護士、臨床心理士、医師、学校関係者、人権擁護委員、PTA代表で組織した委員会。

※**いじめ・不登校対策検討委員会**：いじめ・不登校問題の現状把握と分析、総合的な対策の在り方について検討する委員会。

### ③教育相談の充実

- ・市内全中学校に配置している、さわやか相談員※の活用を図り、不安や悩みを持つ児童生徒が相談しやすい教育相談体制を推進します。
- ・スクールカウンセラー※や教育センター分室（リバーラ）の臨床心理士など、専門的知識を有する人材を活用し、児童生徒、保護者に対する教育相談体制の充実を図ります。

### ④いきいき登校サポートプランの推進

- ・市内小・中学校における不登校問題の解消に向けて、大学生による不登校児童生徒支援事業等の「いきいき登校サポートプラン※」をさらに推進し、学校、専門家、地域が連携し、一体となった取組を進めます。

.....

※さわやか相談員：いじめ・不登校等の児童生徒に対する心の問題を解消するため、全市立中学校 22 校に 1 名ずつ配置されている。児童生徒及び保護者との相談等に応じるとともに、学校・家庭・地域社会との連携を図る。

※スクールカウンセラー：児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する専門家。市立中学校に県より配置されている。

※いきいき登校サポートプラン：不登校児童生徒が多い現状に対応するため、学校や地域、専門家等の力を活用して相談体制の充実を図り、不登校児童生徒の減少を目指すもの。

## 施策の柱（3）健康の保持増進と安全・体力向上の推進

- ①学校保健活動の推進
- ②食育の推進
- ③体力向上の推進
- ④安全・防災教育の推進

### ■現状と課題

本市では、生涯にわたって健康を保持増進するために、進んで運動に親しみ、基礎的な体力づくりに取り組む児童生徒の育成に努めています。

児童生徒の安全や防災教育の推進については、地域ぐるみの活動により通学路をはじめとした安全確保に努めるとともに、自分の身は自分で守ることを基本とした児童生徒への安全指導を進めています。

新体力テスト<sup>\*</sup>への取組では、小・中学校ともに二極化の傾向が表れていますが、体力の向上が見られます。今後も食に関する指導を含め、「生きる力」を支える健康な体や基礎体力を育む教育を進めていきます。

### ■施策の内容

#### ①学校保健活動の推進

- ・学校・家庭・地域との連携を図りながら、健康診断や学校環境衛生活動等の保健管理の徹底に努めます。
- ・歯・口の健康づくりや食物アレルギー・アナフィラキシー<sup>\*</sup>対応、薬物乱用防止教育や性に関する指導等の保健教育を推進します。

#### ②食育の推進

- ・児童生徒が生涯健康で充実した生活を送るために、食に関する指導の推進に努めます。
- ・効果的に食に関する指導を推進するため、栄養教諭<sup>\*</sup>の指導体制の整備を推進するとともに、学校・家庭・地域への啓発、情報提供など、学校給食センターと連携した取組を目指します。

※**新体力テスト**：文部科学省が、国民の体位の変化、スポーツ医・科学の進歩、高齢化の進行等を踏まえ、昭和 39（1964）年以來行ってきた「体力・運動能力テスト」を平成 11（1999）年に見直して、現状に合ったものとした運動能力に関するテスト。

※**アナフィラキシー**：アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、呼吸困難などの呼吸器症状が複数同時にかつ急激に出現した状態。

※**栄養教諭**：食に関する指導と給食管理を一体のものとして行うために配置される県費負担教職員。

### ③体力向上の推進

- ・児童生徒体力向上推進委員会※により、児童生徒の発達段階に応じた体力向上策を推進します。
- ・近隣大学との連携による「トップアスリートふれあい事業※」等の実施を通して、児童生徒の体力向上の推進に取り組みます。

### ④安全・防災教育の推進

- ・児童生徒、地域の実態に応じた安全教育を推進します。
- ・児童生徒の安全確保のため通学路安全点検の実施、スクールガード・リーダー※の配置等、地域及び関係機関等と連携を図り、安全・安心の取組を推進します。
- ・地震や火災等を想定した避難訓練を各学校の年間行事に位置付け、児童生徒の防災意識を高め、自ら危険を回避する能力の育成を図ります。

.....

※児童生徒体力向上推進委員会：本市児童生徒の体力向上を図ることを目指して設置された委員会。  
※トップアスリートふれあい事業：近隣大学に依頼し、運動面で活躍する学生や教官を各小学校に招き、子どもたちに運動することの楽しさや喜びを体験させ、本市児童生徒の体力向上の一助とするために実施している事業。  
※スクールガード・リーダー：各小学校の推薦を受け、市が依頼して、防犯及び交通安全の見守りを行う地域のリーダー。

## 施策3 質の高い教育を支える教育環境の充実

### 施策の柱（1）教職員の資質向上

- ①経験・職能別研修の充実
- ②管理職等研修の充実
- ③奨励研修の充実
- ④若手・中堅教員の育成
- ⑤大学等進学指導力向上研修の推進

#### ■現状と課題

本市では、中核市としての権限と責任に基づき、教職員の資質向上を図るため、教職員の経験や職務内容に応じた研修を実施しています。

次代を担う児童生徒の育成のためには、さまざまな教育課題に対応できる教職員の育成が必要であり、教職員の経験に応じた適切な研修や専門研修などを行い、資質・能力を向上させることが求められています。

そのため、教育者としての使命感・責任感をもち、意欲的に授業に取り組む教職員を育成するため、研修の体系化を図るとともに、時代のニーズに合った研修を一層推進していく必要があります。

#### ■施策の内容

##### ①経験・職能別研修の充実

- ・教職員の経験段階に応じて職務遂行に必要な知識・技能等の習得を図る経験者研修の充実を図ります。
- ・教職員の職務に応じた知識・技能等の習得を図る職能別研修の充実を図ります。

##### ②管理職等研修の充実

- ・教育に対する理念や識見を高め、管理職としてのリーダーシップを発揮できるよう管理職等研修の充実を図ります。

##### ③奨励研修の充実

- ・教職員の資質向上を図るために、教職員自らが希望して参加できる奨励研修の充実を図ります。



#### ④若手・中堅教員の育成

- ・若手・中堅教員の教育に対する識見を高め、資質・能力の向上を図ることを通して、学校運営の推進者となる人材を育成していきます。
- ・教育フェスタKAWAGOE※において、優れた授業実践や研究の成果を広く発信し、一人ひとりの教員の学ぶ場を提供します。

#### ⑤大学等進学指導力向上研修の推進

- ・市立高等学校の教員を大学進学予備校や民間教育機関の研修等に派遣し、学習指導力の向上を図るとともに、その成果を校内に普及させる大学等進学指導力向上研修の推進を図ります。

.....  
※教育フェスタKAWAGOE：本市の教育の充実のために、教職員の資質・能力の向上を目指して、学校や教職員等の優れた実践や研究の成果を広く発信する場、一人ひとりの教職員が主体的に学ぶ場。テーマは、「Interactive（インタラクティブ）」で、双方向の参加型とすることで、より深い学びの場を目指すとともに、共に学び合う中で優れた実践を共有するもの。

## 施策の柱（２） 学習環境の整備・充実

- ①大規模改造工事等学校施設の整備の推進
- ②普通教室への空調設備の設置
- ③学校図書館の充実
- ④教育機会均等化のための支援

### ■現状と課題

一人ひとりの児童生徒に安全・安心な生活を確保し、健やかな成長を育むために、小・中学校の施設・設備の大規模改造工事等を実施するなど、学校図書館の充実を含めた学習環境の整備・充実を図っています。また、子どもたちの教育機会を確保できるよう就学援助制度や育英資金の貸付制度を実施しています。

近年の猛暑への対策として、児童生徒の健康に配慮し良好な教育環境を整備するために、小・中学校への空調設備の設置が必要とされています。

### ■施策の内容

#### ①大規模改造工事等学校施設の整備の推進

- ・学校施設設備の老朽化した部分等の緊急性や必要性などを検討し、建物の耐久性の向上を図るため、大規模改造工事、トイレ改修工事等計画的な施設・設備の整備を進めていきます。

#### ②普通教室への空調設備の設置

- ・児童生徒が集中して学習できる教育環境を整備するため、小・中学校の普通教室への空調設備の設置を計画的に進めていきます。

#### ③学校図書館の充実

- ・学校の教育活動の中で、学校図書館の活用が図れるよう、児童生徒の実情に応じた図書を計画的に購入し、蔵書の充実に努めます。

#### ④教育機会均等化のための支援

- ・経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うため、就学援助制度を推進します。
- ・経済的な理由により高等学校等の学校へ進学することが困難な方に育英資金の貸付を行います。

## 施策の柱（3）学校給食の充実

- ①給食内容の充実
- ②学校給食施設の整備

### ■現状と課題

学校給食については、確実な衛生管理のもと安全・安心でおいしい学校給食を安定して提供していかなければなりません。

献立については、安全な食材を使用すること、旬の食材や川越産の農産物を取り入れること、及び児童生徒が必要な栄養を摂取できることなどを考え作成しています。また、近年、食物アレルギーのある児童生徒数が増加傾向にあり、今後アレルギー対応食を提供していくことが求められています。

本市には4つの学校給食センターがあり、藤間及び吉田学校給食センターの老朽化の問題とともに今成学校給食センターでは、調理後2時間以内の喫食を実施するため、1日2回から1回の調理にすることが課題となっています。

これらの課題を解決するため、現在、新学校給食センターの整備を進めています。また、今成及び菅間学校給食センターは、施設の改修と設備の修繕等を計画的に行う必要があります。

### ■施策の内容

#### ①給食内容の充実

- ・安全・安心でおいしい給食を提供するとともに、栄養のバランスが取れた給食を提供し、児童生徒の健康の増進や体力の向上を目指します。
- ・学校給食で使用する食材の安全確保に努めるとともに、地場産物の使用拡大に努めます。
- ・アレルギー対応食が安全で確実に提供できるよう実施体制の整備を図ります。

#### ②学校給食施設の整備

- ・新学校給食センターの整備運営事業については、PFI※の手法により推進していきます。
- ・今成学校給食センターと菅間学校給食センターは、施設の改修と設備の修繕等を計画的に推進していきます。

※PFI：Private Finance Initiativeの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

## 施策の柱（４）市立川越高等学校の改革・充実

- ①市立川越高等学校将来構想の検討と推進
- ②市立川越高等学校教育環境の整備・充実

### ■現状と課題

市立川越高等学校は、平成 12（2000）年度に埼玉県川越商業高等学校将来構想懇話会を設置し、懇話会報告に基づき、平成 14（2002）年度から商業科を普通科及び国際経済科に改編し、校名も川越市立川越高等学校に変更して新たな高等学校としてスタートしました。

平成 24（2012）年度入学生から、普通科・商業系学科の生徒定員を同数にするるとともに全てのクラスで少人数学級編制を導入しました。

入学者選抜時の倍率も高く、在学中の簿記等の検定試験の 1 級合格者数は県内トップレベルであり、大学等への進学、企業への就職等で進路実績をあげています。

また、クラブ活動においてもより高い水準を目指して活発に活動を続け、着実に成果を残していますが、社会のグローバル化が進展する中、それに対応したコミュニケーション力の育成など、新たな課題に対応する必要があります。

平成 27（2015）年度には、川越市立川越高等学校教育審議会※を設置し、これまでの教育を振り返るとともに、さらなる教育の充実を図るため、時代の要請と市民の期待に応える市立高等学校について検討しました。

平成 3（1991）年度から平成 8（1996）年度にかけて建設された施設設備の老朽化が進んでおり、突発修繕に追われています。今後は、大規模改修の工事や施設設備の更新等、計画的に進めていく必要があります。

### ■施策の内容

#### ①市立川越高等学校将来構想の検討と推進

- ・川越市立川越高等学校教育審議会からの意見を踏まえ、時代の要請と市民の期待に応える市立川越高等学校の在り方について検討するとともに、市民の負託に応える魅力ある市立高等学校づくりを推進します。

#### ②市立川越高等学校教育環境の整備・充実

- ・よりよい教育環境を整え、教育効果を高めるため、大規模改修の工事や施設設備の更新等、計画的に推進します。

※川越市立川越高等学校教育審議会：川越市立川越高等学校における教育に関する事項について審議するために設置した審議会。

## 施策の柱（５）教育センターの充実

- ①教育センターの整備・開放の充実
- ②保護者・地域との連携研修の充実

### ■現状と課題

これまで教育センターの機能を充実させるため、教職員研修の体制を整備するとともに、地域住民に開かれた施設として活用を推進してきました。

また、学校施設から研修施設への変更に伴い、排煙設備や内装等の改装を行っています。

現在、平成 32（2020）年の学習指導要領改訂に向け、児童生徒の主体的な学びが一層注目される中、教職員一人ひとりの実践的な指導力の向上に向けた研修や授業における ICT 活用の研修等の充実が求められています。

今後、各研修室の LAN 環境等の整備や空調設備の更新、教育センター体育館の老朽化対策、また、教育センター分室（リベアラ）の老朽化対策及び空調設備の更新とともに、教職員の研修や教育センターを利用する地域住民に対応するために、駐車場の整備が必要です。

### ■施策の内容

#### ①教育センターの整備・開放の充実

- ・教育センターの機能を充実させるため、教職員研修体制の整備を図るとともに、地域住民も活用できる施設となるよう推進します。

#### ②保護者・地域との連携研修の充実

- ・不登校や情報モラルの諸問題など、今日的な教育課題解決のために、学校や家庭・地域と連携した研修の充実を図ります。

## 施策の柱（6）地域に開かれた特色ある学校づくりの推進

- ①学校評議員制度の充実
- ②地域人材活用事業の充実
- ③日本語指導ボランティアの充実
- ④学校評価の活用

### ■現状と課題

本市では、学校評議員制度※、地域人材活用制度※、日本語指導ボランティア、学校評価※の活用等の事業を通し、保護者や地域住民等の意向を把握・反映し、協力を得ながら学校運営の充実を図っています。

今後は、地域に開かれた特色ある学校づくりをより一層推進していくため、学校や地域の実情に応じた学校運営が必要となっています。

### ■施策の内容

#### ①学校評議員制度の充実

- ・地域に開かれた特色ある学校づくりを推進していくため、学校や地域の実情等に応じて学校評議員会を設置します。このことにより、保護者や地域住民等の意向を反映するとともに、学校の教育活動等を周知し、学校運営の充実を図ります。

#### ②地域人材活用事業の充実

- ・小・中・特別支援学校が特色ある学校づくりを推進していくため、多様な体験活動が展開できるように関係団体や地域の方々と連携し、各校の学校教育活動の一層の充実を図ります。また、小学校における外国語活動の充実のため指導体制の強化に努めていきます。

#### ③日本語指導ボランティアの充実

- ・各学校に在籍する外国籍等の児童生徒のうち、特に日本語指導が必要とされる児童生徒に対して、日本語指導ボランティアの派遣を推進し、日本語指導、学校生活への適応指導の支援など、日本語指導ボランティアの充実を図ります。

※**学校評議員制度**：その学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものの中から、校長の推薦により市が委嘱する。校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べることができる。  
※**地域人材活用制度**：市立小・中・特別支援学校が特色ある学校づくりを推進していくため、多様な教育活動や体験活動が展開できるように、地域の方々と連携し、児童生徒の自主的・主体的な取組の充実を図る制度。  
※**学校評価**：学校が教育活動の重点目標やその実現のための具体的方策を定め、その実施結果や達成状況について検証・評価を行い、さらにこれを外部に公表することにより、学校運営の改善を図るしくみ。

#### ④ 学校評価の活用

- ・ P D C A サイクル※による学校の自己評価、外部アンケート※等の実施、学校関係者評価※などを通して、教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と充実を図るとともに、地域に開かれた特色ある学校づくりを目指します。

.....

※ P D C A サイクル：計画 (Plan)・実践 (Do)・評価 (Check)・改善 (Action) のサイクル。  
※ 外部アンケート：学校関係者ではない第三者によるアンケート。  
※ 学校関係者評価：地域住民、保護者、学校評議員などの関係者による評価。

## 施策の柱（7）小・中学校の適正規模・適正配置

### ①小・中学校の適正規模・適正配置等の検討

#### ■現状と課題

今後の川越市立小中学校の在り方に関する検討委員会※において、「通学区域に関すること」、「余裕教室※の活用に関すること」、「今後の望ましい学校数（学校の統廃合や存続等）に関すること」及び「その他」の視点で、将来にわたり適正な小・中学校の通学区域、規模等について検討を進めてきました。

今後は、平成 27（2015）年 1 月に文部科学省から発出された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」等も参考にしながら、市立小・中学校の適正規模・適正配置等に係る考え方について検討するとともに、具体的な地区を取り上げて今後の状況を精査し、対応策を検討していく必要があります。

#### ■施策の内容

##### ①小・中学校の適正規模・適正配置等の検討

- ・今後、全市的には、児童生徒数の減少が見込まれる中で、地域的な状況も加味しつつ子どもたちにとってよりよい教育環境を整備するため、川越市立小・中学校の適正規模・適正配置等に係る考え方を検討していきます。

※今後の川越市立小中学校の在り方に関する検討委員会：児童生徒数の推移に応じて、学校の規模、通学区域、統廃合、余裕教室の活用など、市立小・中学校の在り方について検討するため、教育委員会の事務局職員で構成した組織。

※余裕教室：少子化により児童生徒数、学級数が減少し、将来にわたっても空き教室と見込まれる教室のこと。文部科学省では、余裕教室を「将来とも恒久的に余裕となると見込まれる普通教室」と定義している。





## 方向性Ⅱ 活力ある地域を創る生涯学習の推進

### 施策1 家庭・地域の教育力の向上

#### 施策の柱（1）家庭への支援

- ①家庭教育の支援
- ②学童保育の充実

#### ■現状と課題

家庭教育は全ての教育の原点ともいわれ、親が親としての力を高め、家庭における役割と責任を自覚し、子どもにとって最も身近な存在として力を発揮することが求められており、家庭の教育力が課題となっています。

このため、公民館や市立小・中学校PTAで実施している各種家庭教育学級<sup>※</sup>や講座等の学習を支援し、家庭の教育力の向上を図る必要があります。

また、本市では、全ての市立小学校で学童保育室を運営し、児童の放課後等の安全・安心の確保を図っています。

保護者の就労形態の多様化に柔軟に対応するなど、利用者のニーズに応じた運営や、一部施設の狭あい化・老朽化への対応が課題となっています。

今後も学童保育の必要性は高まると考えられることから、学童保育のさらなる充実を図っていく必要があります。

#### ■施策の内容

##### ①家庭教育の支援

- ・乳幼児の親や小・中学校、高等学校の保護者を対象に、子どもの成長・発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会を提供します。
- ・身近な地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、指導者の養成に努めます。

##### ②学童保育の充実

- ・保護者の就労等により家庭が常時留守になっている児童を対象に、放課後及び休日等の居場所を確保するとともに、児童の健全育成を図ります。
- ・学童保育室の整備、改修等を行い、保育環境の改善を図ります。
- ・放課後児童支援員（学童保育指導員）<sup>※</sup>の確保と資質の向上に努めます。

※家庭教育学級：保護者が親としての役割や責任を自覚するため、一定期間継続して、家庭における望ましい生活習慣や倫理観などを学ぶための活動。

※放課後児童支援員（学童保育指導員）：保育士等の資格を有し、学童保育室において児童の保育を行う者であって、都道府県知事が行う研修を修了したもの。

## 施策の柱（２）地域の教育力の向上

- ①学校・家庭・地域の連携推進
- ②社会教育関係団体への支援
- ③地域の教育活動への支援

### ■現状と課題

地域ぐるみの教育を推進するため、地域の特色を生かした体験活動を提供する地域子ども応援団活動※と、学校教育を支援することで子どもたちを育てる学校応援団活動※の二つを柱とする子どもサポート事業を推進してきました。

今後も、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域ぐるみで将来を担う子どもたちを育成するとともに、地域のコミュニティの活性化を図る必要があります。

また、子どもたちの学校内外での学びを支えるため、PTAや子ども会育成会をはじめとする社会教育関係団体を支援する必要があります。

地域の教育活動への支援では、地域づくりの推進や教育活動の振興のため、町内（字町）公民館※が実施する講座や公民館登録グループ※が実施する公開講座等の開設支援のほか、地域で活動している各種団体の事務支援等を行っています。

公民館登録グループは、社会教育推進の一端を担っていますが、構成員の高齢化等により活動を維持することが難しくなっている一面もあることから、活性化を図るための支援や育成が必要となっています。

### ■施策の内容

#### ①学校・家庭・地域の連携推進

- ・学校・家庭・地域の連携・協働により、地域ぐるみの教育の充実に努めます。
- ・地域の特色を生かした体験活動と学校応援団活動の充実に努めます。
- ・子どもたちの「生きる力」を育むため、家庭や地域の教育力の向上に努めます。
- ・「放課後子供教室※」の実施に向けた検討を進めます。

※**地域子ども応援団活動**：地域の特色を生かした、さまざまな体験活動を提供し、子どもたちを育てる活動。

※**学校応援団活動**：学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動のこと。

※**町内（字町）公民館**：自治会が維持管理している公民館等。

※**公民館登録グループ**：川越市公民館利用グループの登録及び育成に関する要綱に基づき、公民館の目的に沿って登録されたグループ。

※**放課後子供教室**：全児童を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちが共に学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行うもの。

### ②社会教育関係団体への支援

- ・子どもたちの学びや体験活動の充実を図るため、PTAや子ども会育成会などの社会教育関係団体の活動を支援します。

### ③地域の教育活動への支援

- ・町内（字町）公民館講座や公民館登録グループの公開講座等の開設を支援するとともに、各種団体との連携による活動を通じ、地域の教育活動を支援します。

## 施策2 生涯学習活動の推進

### 施策の柱（1）生涯学習を推進する基礎づくり

- ①生涯学習を推進するための体制の充実
- ②市民参加の体制の充実

#### ■現状と課題

市民の自主的な学習活動を支援し、市民活動の場や生涯学習の機会を提供することを目的とした「市民活動・生涯学習施設」が平成27（2015）年にウエスタ川越内にオープンしました。この施設では施設の貸出のほか、多様な講座を実施し、生涯学習活動の場として活用されています。

平成25（2013）年度に行われた生涯学習に係る市民意識調査では、多くの市民が今後生涯学習の活動を行いたいと回答しています。一方で、生活・家庭・就労の状況により、学習する時間や方法は多様になっており、きめ細かな学習機会の提供が必要となっています。

今後、市民一人ひとりの生涯学習活動を支援するためには、市民と行政と関係機関が連携し、事業等を推進していく必要があります。

#### ■施策の内容

##### ①生涯学習を推進するための体制の充実

- ・市民が利用しやすい「市民活動・生涯学習施設」の充実に努めます。
- ・市民の生涯学習活動を支援する職員の意識啓発や資質を高めるための研修を実施します。
- ・協働に関する研修を実施し、市民と行政が連携した事業の推進を図ります。

##### ②市民参加の体制の充実

- ・市民と行政の情報交換や相互交流を充実させ、行政の事業等に参加しやすい体制の充実に努めます。
- ・市民と行政との協働を効果的に達成するため、「協働推進事業制度」を積極的に推進します。
- ・地域活動を推進する人材の発掘に努めます。

## 施策の柱（２）市民の学習ニーズの把握及び生涯学習情報の充実

### ①学習ニーズの把握

### ②市民が利用しやすい生涯学習情報の提供

#### ■現状と課題

平成 25（2013）年度に行われた生涯学習に係る市民意識調査や、平成 24（2012）年度に行われた国の生涯学習に関する世論調査によると、過去 1 年間に生涯学習を行った人の割合は前回調査より増加し、活動内容も多様化しています。

社会環境の変化など生涯学習を取り巻く状況が変化する中、多様化した市民の学習ニーズに応えるためには、学習ニーズの把握と市民への情報提供の充実が求められています。

今後、生涯学習に関する情報誌、リーフレット、ホームページ等多様な方法で市民が必要としている情報をわかりやすく提供するとともに、市民の学習ニーズに合った講座やイベント等が求められています。

#### ■施策の内容

##### ①学習ニーズの把握

- ・市民意識調査や講座受講後の満足度調査等、各種アンケート等の調査活動を実施し、市民の学習ニーズの把握に努めます。

##### ②市民が利用しやすい生涯学習情報の提供

- ・生涯学習情報誌「マナビィガイド」の発行や、ホームページや SNS<sup>※</sup>等を活用した情報提供を行います。

※ SNS : Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。

## 施策の柱（3）社会の変化に応じた学習機会の提供

### ①ライフステージにおける課題の学習

### ②現代的課題の学習

#### ■現状と課題

現在、市内全公民館（分室・さわやか活動館を除く。）では、ライフステージにおける学習、現代的課題及び地域の教育活動の支援等について、積極的に取り組んでいます。

平成 26（2014）年 4 月の市民センター化に伴い、出張所と併設の公民館については、単独公民館\*がその事業の一部をフォローする共同事業を実施することにより、市民の学習要求にえています。

今後は、時代背景や社会構造の変化、市民意識の向上などにより、複雑化・多様化する課題を解決するための各種公民館事業を推進する必要があります。

#### ■施策の内容

##### ①ライフステージにおける課題の学習

- ・乳幼児の心と体を育むことをねらいとした子育て講座等、生涯の各時期に生じる課題の学習活動の提供に取り組むとともに、さらなる学習機会の充実・提供に努めます。

##### ②現代的課題の学習

- ・社会的に要請されている環境学習、情報学習、人権学習等のような現代的課題の学習活動の提供に取り組むとともに、さらなる学習機会の充実・提供に努めます。

※単独公民館：公民館機能を中心とした単独の公民館（中央・南・北・高階南・大東南・伊勢原公民館）。

## 施策の柱（４）人権施策の推進

- ①人権教育の充実
- ②人権啓発資料の活用
- ③人権教育指導者の養成
- ④関係機関・団体等との連携

### ■現状と課題

人権意識の高揚と差別意識の解消に向け、人権に関する教育及び啓発の充実を図るとともに、各種人権啓発<sup>※</sup>資料を作成し、学校等での活用や市民への配布を通して人権意識の高揚を図ってきましたが、差別意識や偏見はいまだ解消されたとは言えません。

引き続き、同和問題などさまざまな差別意識の解消に向けた教育や啓発を進めていくとともに、学校や社会教育施設<sup>※</sup>をはじめ、関係機関・団体等との連携を深めながら、人権に関する多様な学習機会の提供を図る必要があります。また、家庭や職場、地域における人権教育指導者の養成を図る必要もあります。

### ■施策の内容

#### ①人権教育の充実

- ・人権教育の一環として、児童生徒による人権作文・人権標語・人権絵画の取組を通して人権意識の高揚に努めます。
- ・人権教育推進事業を公民館・小学校・中学校に委嘱するとともに、人権教育実践報告会<sup>※</sup>やPTA・子ども会育成会人権啓発フィルム研修会を実施し、同和問題などの人権問題の解決を目指します。

#### ②人権啓発資料の活用

- ・各種人権啓発資料を作成するとともに、児童生徒をはじめ市民に配布することで人権意識の高揚に努めます。

#### ③人権教育指導者の養成

- ・家庭や職場、地域社会における人権問題の解決を目指して、PTA家庭教育学級の人権教育講座や公民館の人権教育指導者養成講座を開催し、身近な人権教育指導者の養成を図ります。

※人権啓発：国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動で人権教育を除いたもの。

※社会教育施設：市民のさまざまな学習活動を支援する恒常的な施設で、社会教育法では公民館・図書館・博物館などが挙げられている。

※人権教育実践報告会：保育園・小中高校・PTA・公民館等における人権教育の実践発表に基づいて参加者が協議をする研修会。



#### ④関係機関・団体等との連携

- ・ 人権意識の高揚と差別意識の解消のため、関係機関や団体等と連携した教育活動を推進します。
- ・ 自治会等と連携した教育活動を推進し、地域内の交流を深めるとともに、学習の場としての集会所事業※を推進します。

---

※集会所事業：「川越市小堤集会所条例」に基づき設置している川越市小堤集会所において、教育委員会  
が実施している事業のこと。

## 施策の柱（５）身近な学習施設の整備・運営

### ①公民館の設置

### ②既存公民館の整備・運営

#### ■現状と課題

公民館は最も身近な学習施設として多くの方々に利用されています。また、地域コミュニティを活性化することが求められる中、地域教育活動の支援や活動拠点としての利用も高まっています。

今後、新たな公民館建設を図るとともに、建設から多年が経過した公民館の整備・充実が求められています。

既存の公民館については、建築から35年以上経過した館が、19館中10館となっており、施設・設備の老朽化が進んでいます。なお修繕等は、故障してから直すという、いわゆる事後修繕に追われているのが現状です。

利用者の高齢化を見据えた利用しやすい快適な施設とするため、大規模改修等の工事や施設設備の更新を、総合的かつ計画的に対応していく必要があります。

#### ■施策の内容

##### ①公民館の設置

- ・身近な学習施設としての公民館の建設を推進します。

##### ②既存公民館の整備・運営

- ・既存の公民館については、大規模改修工事等を計画的に実施し、利用しやすい学習施設となるよう整備運営に努めます。

## 施策の柱（6）市立図書館の充実

- ①図書館サービスの充実
- ②図書館資料・情報提供サービス機能の充実
- ③図書館を活用した学習活動の推進

### ■現状と課題

地域の情報拠点として市民のさまざまなニーズに対応するためには、資料の整備・充実をはじめとして、調査・研究のための情報提供サービス機能の充実が求められています。

また、市民の学習意欲や活動を支援するための事業の実施や、地域資料などをデジタル化し、情報のネットワーク化をさらに進めていく必要があります。

### ■施策の内容

#### ①図書館サービスの充実

- ・市民のさまざまなニーズに対応した図書館サービスの向上を図る取組を推進します。また、図書館利用に障害のある人に配慮した図書館サービスに努めます。

#### ②図書館資料・情報提供サービス機能の充実

- ・多様な市民要望に応えるため、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる各分野の資料収集に努めます。
- ・市民の学習・研究活動支援の充実を図るため、他の図書館等との連携や情報の提供サービス機能の充実に努めます。

#### ③図書館を活用した学習活動の推進

- ・幅広い世代で構成される市民の、多様な学習活動に即した講座や講演会等の事業を推進します。

## 施策の柱（7）博物館の整備・充実

- ①展示機能の充実
- ②郷土資料の収集・保存
- ③教育普及事業の充実と学校教育との連携強化
- ④博物館・蔵造り資料館の整備

### ■現状と課題

博物館は、開館以来、郷土資料の収集・保存に努めるとともに、川越の歴史・文化に関する企画展等を数多く開催してきました。また、子ども向け・大人向けの各種講座や教室を開催し市民の学習ニーズの対応に努めてきました。

現在の常設展示は、開館から四半世紀以上が経過し、その間の新資料の発見や調査研究の進展により、一部改修が必要となっています。同時に、老朽化した映像・情報機器類の抜本的な更新の必要があります。

収蔵資料は現在3万点を超え、収蔵スペースが不足しつつあり、貴重な郷土資料を後世に確実に伝えていくためにも、早急な収蔵施設の検討が求められます。

蔵造り資料館は、平成25（2013）年度から耐震化事業に着手し、平成30（2018）年度の完了を目指しています。

### ■施策の内容

#### ①展示機能の充実

- ・常設展示の見直しを検討し、新たな学術的成果やより学びやすい展示手法を展示に反映できるよう研究を進め、展示機能<sup>\*</sup>の充実を図ります。

#### ②郷土資料の収集・保存

- ・川越の歴史と文化に係る資料収集に努めるとともに、その保存と活用を図ります。
- ・資料を保存する収蔵庫については、収蔵能力が不足しているため、効率的な収蔵保管に努めるとともに、新たな収蔵施設の確保を検討します。

#### ③教育普及事業の充実と学校教育との連携強化

- ・市民の多様な学習要求に対応できるよう、講座・教室など教育普及事業の充実を図ります。
- ・小・中学校等との連携を進め、学校の教育課程に位置付けた博物館活用の充実を図ります。

#### ④博物館・蔵造り資料館の整備

- ・社会教育施設、文化財及び観光拠点施設としての機能を充実させるため、博物館・蔵造り資料館の整備を図ります。

※**展示機能**：資料の収集保存、調査研究、展示、教育普及という博物館の主要な機能のひとつ。展示は、教育的配慮のもとに資料を陳列し、来館者の利用に供する役割を担う。

## 施策の柱（8）高等教育機関との連携の推進

- ①高等教育機関との連携体制の充実
- ②共催による講座等の充実

### ■現状と課題

生涯学習が盛んになるにつれて、市民の学習ニーズも多様化し、専門的な学習内容を望む傾向があります。また、地域にある大学等の高等教育機関との連携は、地域の人材育成に不可欠です。

本市では、「川越市と市内大学との連携に関する基本協定」に基づき、市内の各大学と連携し、協働のまちづくりに努めています。今後さらに連携を強化し、大学の有する資源を生かした高度で体系的な学習の場の提供が求められています。

### ■施策の内容

#### ①高等教育機関との連携体制の充実

- ・地域社会の発展と人材育成に寄与するため連携体制を整えます。
- ・教育、文化、まちづくり等の分野において市内の大学等と協力します。

#### ②共催による講座等の充実

- ・市内 4 大学\*との連携により、各大学の特徴を生かした講座を開催し、高度で体系的な生涯学習の機会の拡充を図ります。

※市内 4 大学：東洋大学、東京国際大学、東邦音楽大学、尚美学園大学の 4 大学。

## 方向性Ⅲ 歴史文化の継承と新しい市民文化の創造

### 施策1 文化財の保護と文化芸術活動の充実

#### 施策の柱（1）文化財の保護

- ①文化財指定等による保護
- ②文化財保護意識の啓発
- ③無形民俗文化財の保存と後継者の育成
- ④有形文化財の保存と活用
- ⑤重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実
- ⑥河越館跡の整備・活用
- ⑦山王塚古墳の整備

#### ■現状と課題

喜多院や蔵造りの町並み、川越市のシンボルである時の鐘など、本市は県内でも多くの文化財を有し、たくさんの観光客が訪れています。その一方で、伝統的な風俗・習慣は徐々に忘れられつつあります。

文化財の保護を推進するためには、市民が河越館跡※をはじめとした指定文化財や重要伝統的建造物群保存地区※などについて認識し、理解を深めることが大切です。そして市民と行政が協力して、文化財を保存・活用していくことが必要となります。

また、川越氷川祭の山車行事※などの無形民俗文化財の後継者育成は、地域コミュニティの形成という観点の上でも重要な事業であり、今後も支援していく必要があります。

※河越館跡：河越氏は、桓武平氏・秩父氏の流れをくみ、平安時代末から南北朝時代にかけて武蔵国でも有数の勢力を誇った武士である。川越市上戸地区にある河越館跡は河越氏の居館跡で、昭和59(1984)年12月6日国指定史跡となった。

※重要伝統的建造物群保存地区：伝統的建造物群と一体となって価値ある歴史的な環境を保存するため、「文化財保護法」及び「都市計画法」に基づき、市町村が定めた伝統的建造物群保存地区のうち、わが国にとって、その価値が特に高いものとして国が選定した地区。

※川越氷川祭の山車行事：川越城主松平伊豆守信綱が祭礼用具を寄進したことに始まり、江戸の「山王祭」、「神田祭」の影響を受けながら、360年以上にわたり受け継がれてきた祭り。平成17(2005)年に国指定重要無形民俗文化財に指定された。

## ■施策の内容

### ①文化財指定等による保護

- ・ 私たちの貴重な歴史的財産である文化財を後世に残し、伝えていくために、文化財調査等の実施を通して隠れた貴重な文化財を見だし指定します。
- ・ 市内に点在する遺跡を埋蔵文化財包蔵地<sup>※</sup>に指定し、包蔵地内で開発工事が行われる際は試掘調査により埋蔵文化財の有無を確認し、確認された場合には工事計画により発掘調査をして記録保存します。

### ②文化財保護意識の啓発

- ・ 国民の財産である文化財の価値を市民に知らせ理解を深めてもらうために、文化財保護意識の啓発に努めます。

### ③無形民俗文化財の保存と後継者の育成

- ・ 無形民俗文化財を地域ぐるみで保存継承する体制の確立を支援協力します。
- ・ 後継者育成を積極的に支援します。

### ④有形文化財の保存と活用

- ・ 指定されている有形文化財の維持管理を継続的に行い、その保存に努めます。
- ・ 博物館や関係各課と連携し、その活用を図ります。

### ⑤重要伝統的建造物群保存地区の保存整備事業の充実

- ・ 伝統的建造物の保存修理など必要な事業を実施し、あわせて保存技術の継承や後継者の育成に努めます。
- ・ 伝統的建造物の耐震化や自主防災体制の整備を検討します。

### ⑥河越館跡の整備・活用

- ・ 郷土学習の場、市民の憩いの場として国指定史跡河越館跡史跡公園等の整備を継続し、市民や自治会等の公共団体、NPO法人、大学等と協働してその有効活用を図ります。

### ⑦山王塚古墳の整備

- ・ 国内で最大規模の上円下方墳である山王塚古墳<sup>※</sup>について、未来に伝えるべき貴重な文化財として、国指定史跡とすることを目指します。

.....  
**※埋蔵文化財包蔵地**：貝づか、古墳や住居跡等の生活の痕跡（遺構）や、土器や石器などの生活道具（遺物）などの埋蔵文化財を包蔵する土地。本市では包蔵地内がかつ未調査地において工事を行う場合は、文化庁及び埼玉県の指導により、原則として試掘調査を行っている。また、工事主体者は文化財保護法第93条第1項に基づき着工60日前までに届け出る義務を負う。

**※山王塚古墳**：大塚1丁目にある上円下方墳。入間川を北西に臨む台地上に7世紀に築成され、南大塚古墳群に属す。下方部一辺63m高さ1m、上円部の径は約47m全高4.5mで、国内最大級である。昭和33（1958）年3月6日「山王塚」として市指定文化財となった。

## 施策の柱（２）文化芸術の振興

### ①連携・協働による新たな文化芸術の創造

### ②若い世代が文化芸術事業に参加しやすいしくみづくり

#### ■現状と課題

本市には文化芸術資源が多く、市民活動が活発に行われてきた実績があり、これらが密接に関係した結果として、歴史と伝統に培われた文化芸術活動が現代に受け継がれています。今後も、市民やさまざまな団体と行政が連携・協働し、文化芸術によるまちづくりを進めていく必要があります。

また、市内には、地域連携に力を入れている４大学があり、文化芸術やまちづくりに関心を持つ若い世代が多く集まっています。各大学と連携しながら、この若い力とともに、文化芸術活動を進めていくことが求められています。

#### ■施策の内容

### ①連携・協働による新たな文化芸術の創造

- ・市民、市民団体、NPO法人、企業、大学等との連携や協働により、文化芸術の振興を図るとともに、相互の交流等を通じて、地域の魅力づくりとなる新たな文化芸術の創出に努めます。

### ②若い世代が文化芸術事業に参加しやすいしくみづくり

- ・高校や大学との連携事業を推進するなど、若い世代が文化芸術事業に参加・活動しやすい環境を整えます。



## 施策の柱（3）文化芸術に触れる機会づくり

- ①文化芸術が身近にある環境づくり
- ②子どもたちが文化芸術に親しむ機会づくり

### ■現状と課題

幼少期において、多様で質の高い文化芸術に触れる体験は、成長期の豊かな感性、創造性、コミュニケーション能力を育みます。また、次世代の文化芸術の貴重な担い手や鑑賞者を育むことも期待できます。本市では、川越市文化芸術スポーツ振興基金※を活用して、子どもの文化芸術体験事業等を行っています。

子どもたちはもちろん、障害のある人や高齢者、子育て世代など、さまざまな市民が文化芸術に接する機会を拡充するため、今後は、ウエスタ川越大ホールをはじめとする各種施設等を活用し、参加しやすい環境の整備や情報発信を推進していく必要があります。

### ■施策の内容

#### ①文化芸術が身近にある環境づくり

- ・市民の文化芸術への関心や理解を深めるため、良質な文化芸術の鑑賞機会を提供します。
- ・市民が身近なところで、気軽に文化芸術に触れることができるよう、インターネットやSNS等を活用し、わかりやすく、魅力ある情報の提供に努めます。

#### ②子どもたちが文化芸術に親しむ機会づくり

- ・次代を担う子どもたちが、文化芸術を鑑賞し、学ぶことのできる機会の充実を図ります。

---

※川越市文化芸術スポーツ振興基金：本市の文化芸術及びスポーツ振興を図るため平成27（2015）年度に設置。

## 施策の柱（４）文化芸術活動への支援と文化交流の促進

- ①文化芸術活動への支援
- ②文化芸術活動の場の整備
- ③文化交流の促進

### ■現状と課題

文化芸術には多種多様なジャンルが存在し、本市においても個人や団体がさまざまな活動を展開しています。発表機会や活動場所の提供、あるいは助成や顕彰など、さまざまな形でこれらの活動を支援していきます。

互いの表現活動に触れることで、文化芸術活動の発展の可能性はさらに高まります。このことから、多様な個人・団体間の交流を促進し、ネットワークの充実を図っていくことが必要となります。

### ■施策の内容

#### ①文化芸術活動への支援

- ・文化芸術活動を行う市民の発表機会の充実を図ります。
- ・文化芸術分野で功績のある人や振興に寄与した人への顕彰を行い、市民の文化芸術活動を支援します。

#### ②文化芸術活動の場の整備

- ・市民の芸術鑑賞や活動・発表の場である文化施設やウェスタ川越大ホール等の適切な運営管理を図ります。

#### ③文化交流の促進

- ・文化芸術関係団体相互の交流を促進し、ネットワークの充実を図ります。

## 施策の柱（５）美術館の充実

- ① 展覧会等の充実
- ② 創作活動・発表の場の提供
- ③ 教育普及事業の充実と学校教育との連携強化

### ■現状と課題

市立美術館では、展覧会等の開催や創作活動・発表の場の提供を通じて、市民が美術に触れる機会の提供に努めています。また、学校教育と連携した教育普及事業や子どもたちが文化芸術活動を体験できる事業に取り組んでいます。

市立美術館に対する市民の関心と期待が高まる中、さらに親しまれる市立美術館にするためには、市内の美術館などとの連携による質の高い事業の実施と効果的な運営を進めることが必要となっています。

今後も、上記の取組やアンケート等による市民ニーズの把握を通じて、市立美術館の充実に努めることが求められます。

### ■施策の内容

#### ① 展覧会等の充実

- ・市民が親しみやすい展覧会の実施や体験型のイベント等を企画し、市立美術館の利用機会の向上を図ります。

#### ② 創作活動・発表の場の提供

- ・創作活動や発表の場の提供を通じて、市民が芸術活動に参加する機会づくりに努めます。

#### ③ 教育普及事業の充実と学校教育との連携強化

- ・学校教育と連携した教育普及活動を行うとともに、子どもたちが文化芸術活動を体験できる機会の充実に努めます。

## 方向性Ⅳ 多文化共生と国際交流・協力の推進

### 施策1 多文化共生と国際交流・協力の推進

#### 施策の柱（1）誰もが暮らしやすい多文化共生のまちづくりの推進

- ①共生意識を醸成するための相互理解の推進
- ②外国籍市民への支援

#### ■現状と課題

本市に在住する外国籍市民は、平成26（2014）年度末時点で約5,500人と全人口の約1.6%を占め、市内にある4大学には、およそ1,100人の留学生が学んでいます。

外国籍市民や留学生の中には、言葉や文化の違いから、地域社会にうまく溶け込むことができず、地域活動にも参加しない人を見受けられるという問題があります。

市内に暮らす外国籍市民も地域社会の一員として、共に生活できるような多文化共生社会の構築が求められます。

#### ■施策の内容

##### ①共生意識を醸成するための相互理解の推進

- ・多文化共生・国際交流を推進していくための拠点として、国際交流センターを活用し、外国籍市民と相互理解が深まるような事業の支援に努めます。
- ・外国籍市民会議の開催や外国籍市民国際人材ネット<sup>※</sup>の充実を図り、外国籍市民の活用や地域社会への参画を促進します。

##### ②外国籍市民への支援

- ・外国籍市民のための日本語教室や市民相談を充実させるとともに、多言語による案内表示や情報提供を実施することで、海外からの来訪者や外国籍市民にとって、訪れやすく住みやすいまちづくりを目指します。
- ・市内大学の留学生を支援するとともに、卒業後に市内での就労を希望する留学生が、市内企業に就職できるような取組を検討します。

※外国籍市民国際人材ネット：外国籍市民の持つさまざまな能力を活用し本市の国際化を推進するための登録制度。

## 施策の柱（２）国際感覚に優れた市民の育成

### ①人材の発掘と育成

### ②国際交流に関する市民団体等との協力と連携

#### ■現状と課題

本市では、国際交流のために活動する市民や市民団体、市内の大学などと連携しながら、さまざまな事業を展開し、国際化を担うための人材の育成に努めています。

一方、さまざまな分野でグローバル化が進む中、社会情勢の変化に対応するために、国際感覚の豊かな人材を発掘し、活用を図る必要があります。

今後、増加が見込まれる外国籍市民や留学生を支援するためにも、ボランティアをさらに育成し、充実を図ることが求められます。

#### ■施策の内容

##### ①人材の発掘と育成

- ・東京オリンピックのゴルフ競技の本市での開催をきっかけに、市内大学等と連携を図りながら、各種講座や研修会を実施するなど、国際感覚に優れた市民の育成に努めます。
- ・日本語ボランティア、通訳・翻訳ボランティアの活動を支援し、その活動を通じて、異文化への理解や相互扶助といったボランティア意識の向上に努めます。

##### ②国際交流に関する市民団体等との協力と連携

- ・国際交流や国際協力に取り組む市民や市民団体と連携を取りながら、地域の国際化を推進していきます。
- ・さまざまな交流事業の充実を図るため、市民や市民団体、行政などがそれぞれの役割を担うとともに、相互理解を図り、ネットワークの構築に努めます。

## 施策の柱（3）姉妹・友好都市交流の充実

### ① 姉妹・友好都市との交流事業の充実

### ② さまざまな地域との新たな交流の創出

#### ■現状と課題

現在、オフエンバッハ市（ドイツ・ヘッセン州）、セーレム市（アメリカ・オレゴン州）、オータン市（フランス・ブルゴーニュ州）の海外3都市と姉妹都市提携しています。相互の発展と友好親善を目的として、行政間の交流以外にも各都市と青少年や市民による相互交流の事業を実施しています。

こうした交流事業については、異文化理解や国際化意識の醸成を図るのによい機会となることから、継続に努めながら、事業内容をホームページや報告書などで紹介するなど、姉妹・友好都市に関する情報の周知を図る必要があります。

また、幅広い分野で交流を行う姉妹・友好都市とは別に、新たな地域と「教育」や「文化」など、分野を特定した交流についても今後検討していく必要があります。

#### ■施策の内容

##### ① 姉妹・友好都市との交流事業の充実

- ・川越市姉妹都市交流委員会<sup>\*</sup>と連携し、多文化共生に向けた異文化への理解を図るため、より多くの市民が関わるができる交流事業の実施に努めます。
- ・姉妹・友好都市との交流協力関係を深めるため、次世代を担う青少年の相互派遣事業については、関係機関とも連携しながら、事業内容の充実を図ります。

##### ② さまざまな地域との新たな交流の創出

- ・外国籍市民や留学生を通して、さまざまな国の文化や伝統について学ぶ機会を創出します。
- ・姉妹・友好都市とは別に新たな地域との分野を特定した交流事業について検討するなど、市民にさらなる国際交流や異文化理解の場を提供していくよう努めていきます。

※川越市姉妹都市交流委員会：都市提携に伴い相互の信頼と友好の関係を確立するための行事や事業を計画し、推進するための組織。



## 方向性Ⅴ 生涯スポーツの推進

### 施策1 生涯スポーツの推進

#### 施策の柱（1）スポーツ活動の推進

- ①総合型地域スポーツクラブの設置・育成
- ②スポーツ教室・大会等の充実

#### ■現状と課題

運動不足やストレス等による健康への影響が深刻さを増している中、本市では、市民の誰もが、生涯を通して心身共に健康で豊かな生活を送ることができるよう、スポーツ振興施策を推進しています。

また、市民のスポーツへの取組も多様化してきており、総合型地域スポーツクラブの設置・育成、スポーツ教室、市民体育祭、小江戸川越ハーフマラソンなどの開催、川越市文化芸術スポーツ振興基金を活用したジュニアアスリートの育成等を行っています。今後はさらに幅広い世代へのスポーツの浸透を図ることが求められています。

#### ■施策の内容

##### ①総合型地域スポーツクラブの設置・育成

- ・誰もが、いつでも、どこでもスポーツに取り組めるようにするため、各地域で地域住民が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブの設置・自立を支援し、クラブ間ネットワークを構築していきます。

##### ②スポーツ教室・大会等の充実

- ・市民のスポーツ活動へのきっかけをつくり、それを継続していけるようにするため、ライフステージに応じた、魅力あるスポーツ教室・大会等の充実を図っていきます。



## 施策の柱（２）スポーツ環境基盤整備

- ①スポーツ指導者等の養成・活用
- ②スポーツ施設の整備・充実
- ③学校体育施設の活用

### ■現状と課題

子どもから高齢者まで、市民の誰もが、いつでも日常的にスポーツに参加するためには、その活動の場が十分になくってはなりません。現在、身近にある学校体育施設を使い、地域のスポーツ活動が盛んに行われています。また、市民の多様なニーズに対応できるようスポーツ指導者の育成も行っています。

地域を超えた活動の場を広げるために、また、普段の活動の成果を発揮する競技会の開催のために、既存スポーツ施設の整備と新たなスポーツ施設の設置が課題となっています。

### ■施策の内容

#### ①スポーツ指導者等の養成・活用

- ・各スポーツ団体等を育成・支援するとともに、市民のニーズに合わせて適切な指導ができるようにするため、スポーツ指導者等の養成に努め、その活用を図ります。

#### ②スポーツ施設の整備・充実

- ・既存のスポーツ施設を利用者がより安全かつ安心して使えるよう、整備・改善を行うとともに、スポーツ活動の場の充実のため新設体育館の建設に取り組みます。

#### ③学校体育施設の活用

- ・地域のスポーツ活動をより身近な施設で行っていくために、学校体育施設を地域に開放し多くの市民がスポーツに親しむ場を提供していきます。

